



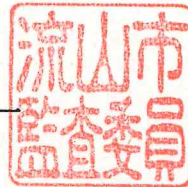
流山市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定による随時監査（公金管理）を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和3年2月18日

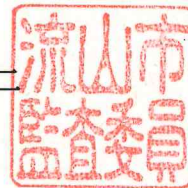
流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

森 亮



令和2年度
隨時監査報告書

[公金管理]

流山市監査委員

目 次

第 1	監査の種類	1
第 2	監査を実施した監査委員名	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の期間	1
第 5	監査の実施日時及び場所	1
第 6	監査の着眼点及び実施内容	1
第 7	監査の結果	2

令和2年度随時監査報告

この監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号。以下「本基準」という。）第4条第1項第1号に規定する監査であり、本基準に従って監査を実施した。

第1 監査の種類

令和2年度随時監査（公金管理）

第2 監査を実施した監査委員名

佐々木 健一

森 亮 二

第3 監査の対象

所管部課：環境部クリーンセンター

対象施設：クリーンセンター及び森のまちエコセンター

監査の範囲：公金等の管理に関する財務事務

第4 監査の期間

自 令和2年11月24日

至 令和3年1月28日

第5 監査の実施日時及び場所

令和2年11月24日 午前10時30分から 森のまちエコセンター

午後1時45分から クリーンセンター

第6 監査の着眼点及び実施内容

監査の実施に当たっては、監査当日の午前9時に通知をして、監査の対象施設に赴き、現金残高の確認を行うとともに、関係職員から公金の管理方法等について説明を聴取し、流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号）及び公金等適正管理マニュアル（平成22年2月制定）に基づき、公金等の管理が適正に行われているかに主眼を置いた。

第7 監査の結果

1 総合意見

監査の結果、環境部クリーンセンター所管クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）及び環境部クリーンセンター所管森のまちエコセンター（以下「森のまちエコセンター」という。）を調査した範囲において、監査実施時の現金と関係帳簿が符合していることを確認した。

また、今回の公金に関する監査では、平成 28 年度のクリーンセンターの公金監査に引き続き、現金の取扱いだけではなく、公金の入金時期についても調査した。調査した範囲において遅延なく入金処理が行われていることが確認できた。

クリーンセンター及び森のまちエコセンターにおいては、令和 2 年 4 月 1 日より一般廃棄物処理手数料の改定を行ったことにより、取り扱う金種が減少し、事務負担が軽減されていた。一方で、手数料改定により取り扱う金額の増加や、「流山市公金等輸送業務委託」の受託業者の変更により、公金引渡し手続きに変更点があったものの、「『公金等適正管理マニュアル』関連資料」として作成している「計量所業務終了時の入金確認及び釣銭合わせ等（マニュアル）」等各マニュアルを改訂し、各施設において安全性を重視しおおむね適正に管理していることを確認した。

なお、クリーンセンターにおいては、後述のとおり、粗大ごみ処理券の保管状況について鍵のかかる部屋で保管しているものの、人目につく場所に置かれていたことから、有価証券であるという認識をもち、現金と同様により厳重に保管するよう改められたい。森のまちエコセンターにおいては、臨戸訪問徴収業務に関するマニュアルの整備が無かったため、現状に即したマニュアルを整備し、公金等適正管理マニュアルに基づく業務手順のチェックフローを構築するよう要望する。

また、公金等適正管理マニュアルには、公金取り扱い時の現金過不足の発生が想定されていないため、その発生時の対応方法について記載がない。しかし、人間が取り扱う以上ミスなどによる過不足が生じる可能性は否定できないため、公金等適正管理マニュアルに過不足発生時の対応方法を定めることを要望する。

2 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事

務事業の一部について「指摘事項等一覧」（表1）のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項が認められた。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【表1 指摘事項等一覧】

部課名（施設名）等	指摘事項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計	計	
環境部クリーンセンター （クリーンセンター）			1					1	2	2
環境部クリーンセンター （森のまちエコセンター）								0	2	0
計	0	0	1	0	0	0	0	1	4	2

[指摘事項]

- (1) 法令、条例、規則等に違反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等、監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

<事故が発生するおそれがある事項>

・粗大ごみ処理券の未使用分について、鍵のかかる書庫に保管してあるものの、室内に露出した状態で保管されていた。有価証券であることから、金庫内に保管するなど、より厳格に管理するよう改められたい。

（環境部クリーンセンター クリーンセンター）

(2) 検討・要望事項

・売上表について、鉛筆書きで作成されていた。売上金管理上重要な帳票であるため、訂正ができない筆記具にて作成し、訂正時には訂正印を押印するなど厳格な運用に努められたい。

(環境部クリーンセンター クリーンセンター)

・流山市公金等輸送業務委託に付随するものとして、同受託業者へ両替金配金業務を依頼し、見積書、請求書を徴収の上、手数料で執行していた。両替金配金一回当たりの手数料ではなく、月額制を採り毎月継続して依頼していること等から、業務委託の性質が強いと思慮されるため、業務委託契約を締結することを検討されたい。

(環境部クリーンセンター クリーンセンター)

(環境部クリーンセンター 森のまちエコセンター)

・し尿処理手数料について、未納世帯に対し臨戸訪問し徴収を行っている。調査したところ、2人体制で訪問するなど、実際の徴収手続きに不備はなかったものの、徴収業務に関するマニュアルが整備されていなかったため、公金等適正管理マニュアルに基づき、現状に即したマニュアルを整備し、手続きを明確化することで、内部統制が機能する体制を確立するよう求める。

(環境部クリーンセンター 森のまちエコセンター)

(3) 注意事項（措置対象外）

注意事項については速やかに適正な対応を講じられたい。

【表2 注意事項一覧】

注意事項	部課（施設）名
令和2年度現金取扱簿について、一部記入漏れがあったもの	環境部クリーンセンター (クリーンセンター)
釣銭額の変動が「計量所業務終了時の入金確認及び釣銭合わせ等（マニュアル）」等のマニュアルに反映されていなかったもの	環境部クリーンセンター (クリーンセンター)